

平成 29 年 12 月 1 日

お客さま各位

株式会社 北日本銀行

## 投資信託の分配金に係るご案内文書の郵送廃止のお知らせ

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

北日本銀行では、投資信託をお持ちのお客さまに、投資信託銘柄の決算で分配金が支払われる場合に「利金・分配金・償還金のお知らせ」または「収益分配金再投資のご案内」（以下、総称して「分配金のお知らせ」と表記します）をご郵送しておりましたが、平成 30 年 1 月 4 日より廃止させていただきますのでお知らせします。

分配金のお知らせの郵送廃止後は、定期的にご郵送しております「取引残高報告書」でお支払い状況をご確認くださいようお願いいたします。

これからもより良いサービスの提供に取り組んでまいりますので、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

### 1. 廃止するご案内

名称	対象	廃止時期
利金・分配金・償還金のお知らせ	個人のお客さま	平成 30 年 1 月 4 日
収益分配金再投資のご案内		

### 2. 収益分配金の確認方法

- 投資信託の分配金のお支払状況は、「特定口座年間取引報告書」「上場株式配当等の支払通知書」にて前年分をまとめて翌年 1 月にご報告します。これらの書類は確定申告の添付書類として使用できます。
- 「取引残高報告書」でも分配金のお支払い状況をご確認いただけます。「取引残高報告書」は原則として 3 ヶ月毎（1 月、4 月、7 月、10 月）、ご報告期間に投資信託の取引が無い場合は 1 年毎に郵送いたします。

### 3. 分配金のお知らせ郵送廃止の理由

分配金のお知らせは、「支払通知書」としてお客さまへ交付することが税法上定められておりましたが、平成 20 年度税制改正により、支払通知書の一括交付が認められております。また、平成 22 年 1 月 1 日以後に特定口座に受け入れた分配金は支払通知書の支払要件から除外されました。

当行では「特定口座年間取引報告書」および「上場株式配当等の支払通知書」に「支払通知書」の内容を記載しているため、分配金のお知らせの郵送を廃止させていただくものです。

以上

### 【本件に関するお問い合わせ】

本件につきましてご不明な点がございましたら、投資信託お取引店または下記までお問い合わせください。  
北日本銀行 事務システム部 電話 0120-438-551 受付時間 平日 9:00 ~ 17:00